

本交渉「2016年度職場改善要求について」(3/22)

2016年春季産別政策・ 職場改善要求の申し入れを行う

組合は、3月22日に当局に対し「2016年春季産別政策・職場改善要求」の申し入れを行った。この要求書は、全水道産別要求と各分会から集約された職場改善要求をひとつに取りまとめたもので、事前に劳使で、予備交渉を行い交渉事項として取り扱う事項を確認し、交渉に臨んでいるものである。

冒頭、組合は当局に対して要求書を手渡し、「賃金・諸手当に関する要求」や「労働条件に関する要求」などの申し入れ事項の説明を鮫島書記次長より行った。

最後に中村委員長より「本日申し入れた

『2016年職場改善要求』は、組合員が引き続き市民・お客さまサービスを担う上で重要な要求である。今後、真に組合員の勤労意欲の向上につながる職場となるよう、問題解決に向け、使用者である当局の誠実な対応を求めておく」と申し入れ交渉を終えた。組合は、引き続き切実な職場の声でもある要求の実現に向け努力を行う。

【申し入れ書】

2016年3月22日

大阪市水道事業管理者
水道局長 玉井 得雄 様

大阪市水道労働組合
執行委員長 中村 寿夫

2016年春季産別政策・職場改善要求申し入れについて

水道事業の発展をめざし、全力でご奮闘されている貴職のご努力に、心からの敬意を表します。
私たちは、全日本水道労働組合に結集し、水道事業に働く労働者としての自覚と誇りをもって、住民の信頼と期待に応えるため、事業の発展のため、昼夜の区別なく精一杯の努力を傾注しているところです。
水道事業に対する住民の期待は、近年益々高まっています。未曾有の被害をもたらした3・11東日本大震災においては、市民生活の安全と安心を根本から支えるライフラインとしての水道事業の重要性と、「持続可能な社会」実

(次頁に続く)

と。

- (5) パワーハラスメントや、セクシャルハラスメントの防止や解決体制の整備をはかりハラスメントのない職場づくりを進めること。
- (6) 水道事業職場での障がい者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備をはかること。
- (7) 分限・懲戒処分基準を定める場合は、労使協議を行うこと。
- (8) 長期採用凍結の中、安定的な業務遂行と各職員の精神的不安軽減のために現状の職場実態に見合った異動基準に改正すること。

3. 水道事業に関する基本的 requirement

- (1) ライフラインとして生活に欠くことができない水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。
- (2) 料金改定検討にあたっては、事前に労働組合に情報提供すること。
- (3) 水道事業はライフライン事業であり、法の趣旨に沿って事業目的を達成するために、これ以上の業務委託・人員削減を行わないこと。合わせ、事業体自らが財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、東日本大震災を受けて、あらためて施設を災害・震災から守るための施策を講じること。そのために必要な労使協議を行うこと。
 - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
 - ア. 安心・安全の水道事業の持続するために新規採用を含む人員計画を明らかにし、労使協議を行うこと。
 - イ. 技術基盤の低下を招くような人事交流は実施しないこと。
 - ② 既に委託化した事業についても、実態を検証し、必要な再直営化を行うこと。
 - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施すること。これに合わせた人員を確保すること。
 - ④ 市町村合併や水道・下水道の統合、事業の広域化など事業のありかたの根幹となる課題については、運営基盤の強化、公共サービスの向上のために充分な労使協議を行うこと。
- (4) 利用者・住民、労働組合などの参画と情報提供
水道事業は住民の共有財産であり、事業を健全に発展させるために、事業のビジョン策定などにかかわって、利用者・住民が共同意思決定に参画できる仕組みづくりを進めること。また、労働組合は事業を推進する上でのパートナーであり、事業に関する情報を積極的に提供するとともにその活動を十分保障すること。
- (5) 地下水を利用した専用水道への対策と規制の強化
 - ① 地下水を利用した専用水道が増大しているが、環境問題への対応という視点を含め、安全で安定的な水供給という観点から問題点の整理と解決に向けて取り組むこと。
 - ② 地下水の規制は、外国資本による土地取得等も含めて緊急の課題となっている。地下水を公水として法的に位置づけるとともに、地方自治体における独自の地下水規制に取り組むこと。

4. 東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う放射能汚染に関する要求

- (1) 東日本大震災に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。
 - ① この大震災を教訓に、災害時の体制確立と合わせ、事業計画・業務執行体制を見直し、技術継承・人材育成の検討、適切な人員体制を確立するための労使協議を行うこと。
 - ② 今後の災害応援へ向けて「災害時等の緊急派遣に関する協定」などの労働協約の協議を行うこと。
 - ③ 災害時における応急給水用バルーンや自家発電設備と燃料の備蓄などの重要性が指摘されており、実効性のある対策を講じること。
 - ④ ボランティア休暇の拡大を行うこと。
- (2) 原発事故に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。

- ① 原発事故により水道水中に放射性物質が検出されたことは安心・安全の水道事業にとって重大なことである。引き続き、放射能汚染のモニタリングを関係機関とともにを行うこと。
- ② 原発事故は、今後も何時何処で起きるかわからない。職員の緊急避難を含め、地域の実情に合わせた原発事故緊急体制の整備・徹底をはかること。
- (3) 自然エネルギーへの転換について
大量の電気エネルギーを消費する水道事業においては、自然エネルギーへの転換は重要な責務である。浄水場・処理場の設置位置、太陽光発電や小水力発電設備など検討を行うこと。

5. その他各職場等に関する要求

要求内容	項目	理由
平成28年度事務・技術職員の異動に伴う交通費の支給方法の改善と市内出張旅費支給の改善	手当関係	月半ばの異動により、交通費の払い戻し等の事象が発生している。
技術職員の増員（局全体）	人 員	職員の高年齢化による技術継承問題などの課題解決など。さらにこれまでの退職不補充により、少しづつであるが、ひとりひとりの業務量が増えている。特に庁舎については、超過勤務時間など減っていない職場もある。
技能職の補充	人 員	
工務系の技術職員の増員（本庁）	人 員	
新規採用者の配置（水質）	人 員	
災害時における被服の貸与（事務職員）	被 服	大規模な地震が想定されているなかで、事務職にも貸与するべき。
夏作業服を速乾性の素材への変更	被 服	夏季の省エネ対策により室内温度が高くなっている。市全体としても軽装勤務を推奨している。
事務スペースの整備（本庁）	安全衛生	車椅子を使用している職員に対し、優しい導線になっていない。
A T C 仮庁舎の二酸化炭素濃度問題の解消（本庁）	安全衛生	二酸化炭素の濃度が高く、仕事に影響がでることから、一刻も早く原因の究明を行っていただきたい。
泉尾配水場内にトイレの常設（浄水）	安全衛生	配水場内にトイレがなく、場外の公園の公衆トイレを使用している。
無人機場のバイオトイレの清掃頻度の増（浄水）	安全衛生	トイレが汚れている。
無人機場の待機室の常設（浄水）	福利厚生 安全衛生	点検業務等で作業にする頻度が多く、さらに週単位での業務も増えている。
泉尾配水場への休憩室のスペース確保と冷暖房の設置（浄水）	福利厚生 安全衛生	

以 上

【交渉要旨】

(局)

- それでは、ただ今から、2016年度職場改善要求についての交渉を始めさせていただく。
- 本件については、3月11日に予備交渉を行い、書記長を通じて交渉事項として取り扱う事項について、事前に労使双方で確認を行っている。
- それを受け、本日、労働組合の方から職場改善要求について、申入れがあるということであるので、よろしくお願いする。

<申し入れ書手交（書記次長・担当係長）>

(組合)

- それでは、2016年職場改善要求について、申し入れを行ってまいりたい。
なお、要求項目については書記次長の方から説明を申し上げる。

<申し入れ書読み上げ（委員長）> <申し入れ説明（書記次長）>

- 2016年職場改善要求項目は以上である。

この間、一方的な市政改革の影響により、組合員の勤務労働条件は切り下げられる一方である。また、昨年は、他都市において総じてプラス較差が勧告されているにもかかわらず、大阪市については大幅なマイナス勧告が出され、さらに給料月額の減額措置についても継続されたままで、組合員に対して極めて厳しい内容となっている。

給料月額の減額措置については、早期に終了するよう改めて求めておく。

また、福利厚生についても、事業の廃止・見直しが行われており、この間、市労連の確定交渉において使用者の責務として職員の福利厚生の充実について求めているが、残念ながら前進した回答とはなっていない。

局内においては、5月に予定されている事業所の統合・再編は、多くの組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼす内容であり、十分な対応が必要である。

我々は、快適な職場環境づくりの取り組みを通じ、組合員の安全と健康、さらに福利厚生の充実を確保していくことが、組合員の士気の向上につながり、

ひいてはそのことが市民サービスの向上につながるものと考えている。

そのことからも、本日申し入れた「2016年職場改善要求」は、組合員が引き続き市民・お客さまサービスを担う上で重要な要求である。今後、真に組合員の勤労意欲の向上につながる職場となるよう、問題解決に向け、使用者である当局の誠実な対応を求めておく。

(局)

- ただ今、労働組合から2016年度職場改善要求についての申入れがあったところである。
- 水道事業は、市民生活になくてはならないライフラインであり、また都市活動を支える基盤施設である。職員の皆さんには、市民生活と都市活動にとって一日も欠かすことのできない水道事業に従事していただいている。また、「安心・安全で良質な水の安定供給」の確保のため、日々業務に精励していただいている。
- 職員の安全衛生対策・福利厚生を適切に講じ、職員が職務に専念する環境が整えられることは、本市水道事業の円滑な推進やお客さまサービスの一層の充実につながるものであり、大変重要であると認識している。
- しかしながら、本市水道事業を取り巻く状況としては、水需要の減少傾向が続くなど、引き続き厳しい経営環境であり、事業の持続性確保の観点から、経常費用の削減などの経営努力を行っているところである。
- いずれにしても、職場改善要求について本日は要求を受けたところであり、先日の予備交渉での確認のもと、今後、局内で十分に検討し、改めて回答してまいりたいと考えているので、本日のところはよろしくお願いしたい。
- それでは、「2016年度職場要求について」の交渉はこれで終了する。